

当院は、「**第二種協定指定医療機関**」です

感染症法第38条第2項の規定に基づき、感染症の患者様を適切に診療する体制を講じています。

1. 院内感染対策に係る基本的な考え方

二次感染のリスクを軽減するため、正しくマスクを着用いただきますようお願いいたします。また、検査後の環境消毒や適宜換気等、本院が作成したマニュアルに準じた対応を行います。

2. 動線の分離

感染防止対策として、発熱等のある患者様と一般診療の患者様が接することがないように動線を分離しています。

3. 院内感染症対策に係る組織対応・業務内容

院内感染対策に関する研修を定期的に行います。連携先の県立広島病院が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加しています。

4. 抗菌薬適正使用の為の方策

抗菌薬の適正な使用の推進に資する取組みとして、慎重に薬剤選択・投与期間を決定し使用します。

5. 他の医療起案との連携体制

県立広島病院と連携し、平時からの感染症対策の実施に努めます。